

第四號を以て同年三月三十一日限り廢止せられ左の通り規程を定められた。

右學生生徒身體検査規程改廢の結果を見るに、當時未だ學校醫の設置も一般に不十分で、而も身體の發育上左程必要もない部面迄年二回に亘り検査してゐたが、十月の分は身長体重及疾病の三項に止め又表の様式及記載上の修正を主として、全文を通して條章を整へ前規程を廢止することになった。

### 一 學生生徒身體検査規程 文部省令第四號（明治三十三年三月廿六日）

- 第一條 學生生徒ノ身體検査ハ毎年四月及十月ニ於テ之ヲ施行スヘシ 但滿二十年以上ノ學生生徒ニ就キテハ四月ノ一回ニ止ムルコトヲ得
- 第二條 明治三十一年勅令第二號第一條第二項ニ依リ學校醫ヲ置カサル町村立學校及私立ノ小學校及各種學校ハ本令ノ身體検査ヲ行ハサルコトヲ得
- 第三條 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ 但學校醫ヲ置カサル場合ニ於テハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第四條 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ
  - 一、身長
  - 二、体量
  - 三、胸圍
  - 四、脊柱
  - 五、体格
  - 六、視力
  - 七、眼疾
  - 八、聽力
  - 九、耳疾
  - 十、齒牙
  - 十一、疾病
- 第五條 每年十月ニ於テ施行スル検査ニ在リテハ身長、体重及疾病ノ三項目ニ止ムルコトヲ得
- 第六條 小學校生徒ニ在リテハ視力及聽力ノ二項ヲ検査スルコトヲ要セス 但シ著シキ障害アリト認ムル者ハ此限ニ在ラス
- 第七條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

- 一 検査器械ハ「メートル」式ニ從ヒ衡器ハ水準器ヲ具ヘタルモノヲ可トス
- 二 検査ノ表記ニハ衡ハ「キログラム」度ハ「センチメートル」ヲ以テ一位トシ以下四捨五入法ヲ用ヒテ小數一位ヲ作ルヘシ
- 三 身長ヲ測定スルニハ足袋、靴等ヲ脱セシメ兩膝ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保持シムヘシ又女子ニシテ豎アル者ハ小桿ヲ歸下ヨリ水平ニ横ヘテ測定スヘシ
- 四 体量ハ着衣ノ儘測定セサルヲ可トス若シ着衣ノ儘又ハ検査服ヲ着用セシメタルトキハ其ノ風袋ヲ全量ヨリ除去スヘシ
- 五 胸圍ハ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ自然ノ位置ニ在ラシメ乳頭ノ水平線ニ於テ當時ヲ測定スヘシ充盈、空虚ノ差ヲ測定スルトキ亦同シ但シ小學校生徒ニ在リテハ當時ノミヲ測定スルモノトス
- 六 脊柱ハ正、左彎右彎、後屈及屈彎ノ程度ヲ検査シ強中弱ノ三種ニ區別スヘシ
- 七 体格ハ強健、中等、薄弱ノ三等ニ區別スヘシ
- 八 視力ハ中心視力ヲ兩眼ニ就キテ各別ニ検査スヘシ
- 九 聽力ハ其ノ障害ノ有無ヲ検査スヘシ
- 十 齒牙ハ齶齒ノ有無ヲ検査スヘシ
- 十一 疾病ハ腺病、營養不良、貧血、脚氣、肺結核、頭痛、衄血、神經衰弱其ノ他慢性疾患等検査ノ際ニ發見シタルモノヲ記入スヘシ
- 第 六 條 前各號ノ外身體検査上必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フヘシ
- 第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ左ノ様式ニ依リ身體検査票ヲ調製スヘシ

番 檢 號 查	身體検査票（男女）								出生年月	地名
	校名 (科何)	姓 名	身 長	體 量	胸 圍	常・時	盈虛ノ差	學 年		
檢査年月	體格	脊柱						視力	左	
檢查醫姓名印								右		

第七條 身体検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ左ノ様式ニ依リ統計表ヲ調製シ翌月限リ文部省直轄學校長ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校長ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ(様式ヲ省ク)

第八條 幼稚園ニ於テハ本令中小學校生徒ノ身體検査ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則

第九條 本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

二 學校醫職務規程中改正

(明治三十三年三月廿六日文部省令第五號)

第一條 學校醫ハ本令ニ規程アルモノ、外地方長官ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル職務ニ從事ス

第三條 第九號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十、其ノ他衛生上必要ナル事項

第五條 學校醫ハ明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體検査規程ニ依リ生徒ノ身體ヲ検査シ身體検査表ヲ調製スヘシ

學校醫ハ生徒ノ入學退學等ニ際シ學校長ノ請求ニ應シ其ノ生徒ノ身體ヲ検査スヘシ

前期に於て發布せられたる、學校醫職務規程中改正せられた要點は、學校衛生の進歩に伴ひ學校醫の職務の範圍を廣め、且學校視察の際限定せられたる調査事項の外衛生上必要ある事項につき、視察簿に記入することになつた。

文部省訓令第八號(明治三十七年八月九日)

學生生徒等ノ使用スル「コピールビオレット」「リラビオレット」「ヨハンコビール」「ハ、ツエ、クルツ、コビール」等ノ記號アル紫色鉛筆ハ其ノ製造ノ原料ニ有害ノ色素ヲ包含スルカ故ニ其ノ破片又ハ溶液ノ眼中ニ入ルトキハ激烈ナル毒作用ヲ呈シ不治ノ眼疾ニ陥ルコトアリ。仍テ幼稚園及小學校等ノ兒童ニハ之ガ使用ヲ禁止シ其ノ他ノ學校ノ學生生徒ニ在リテハ必要缺グベカラザル場合ニ限り之ヲ使用セシムコトヲ得ルト雖モ其ノ使用上ニ周密ノ注意ヲナサシムベシ。

明治三十七年八月九日

文部大臣 久保田 讓

當時勉學上便利なものとして學生其他より歓迎せられたる紫色鉛筆は、衛生的見地より有害だと認め

られ右の使用禁止及注意の訓令を發せられた。

### 三 學生生徒の喫煙禁止

其の他未成年者喫煙禁止法が法律として公布せられた關係からして、明治三十三年三月文部省は訓令を發し之が勵行を期するやうに示して居る。

文部省訓令第五號（明治三十三年三月廿六日）

學校生徒ノ喫煙ニ關シテハ小學校ニ在リテハ明治廿七年文部省訓令第六號ヲ以テ生徒ノ喫煙スルコト及煙器ヲ夾帶スルコトヲ禁ズベキ旨訓令シ中學校等ニ在リテモ實際喫煙ヲ禁止セルモノ多シ。蓋シ學校生徒ノ喫煙ハ衛生上有害ナルノミナラズ風紀ニ關スルコト少ナカラズ。殊ニ此際未成年者喫煙禁止法ノ發布アリタルニ就キテハ小學校中學校師範學校及等位ノ之ニ準ズベキ學校ニ在リテハ取締上其ノ生徒ノ成年以下ナルト以上ナルト學校ノ内外トヲ問ハズ喫煙シ及煙草煙器ヲ夾帶スルコトヲ禁止スペシ。其ノ他ノ學校ニ在リテモ特ニ注意ヲ加ヘ法律違反ノ者ナカラシメムコトヲ期スベシ

明治三十三年三月二十六日

文部大臣 伯爵 樺山資紀

### 乙 本縣狀況

**一 概説** 前期の終末若くは本期の初に於て、訓令を以てトラホーム豫防取締をなし、患者へは赤紐を付して普通兒と座席を別にし、便所を區別する等患者の手に觸るゝものは消毒を施す様示された。併

し其當時は學校醫の設置未だ各郡一部の學校に過ぎざる狀態にて、縣より警察醫を巡視せしめて眼疾検査をなし、トラホーム患者を調査し、之が豫防取締に努めた。而して此の差別的取扱は、容易に勵行不可能にて何時となく赤紐を付する規程の如き漸く後を絶つに至つた。

學校衛生實動の第一義たる學校醫の設置は、前期以來勵獎の結果、本期に於ては特別の事情ある町村の外、各郡に亘り大部分囑託せらるゝ迄に至つた。當期末に至り、日露大戰の結果國民一般に教育の効果を確認し、其機運興隆すること共に、益々學校衛生上の施設活動も一進展を期する様になつた。

今其の重なる事項を擧ぐれば、

- 1 机、腰掛は、從來年齢に依り其の寸法の制定があつたが訓令改正により身長に適應せしむることになつた。
- 2 眼疾に對する衛生上の注意を拂ふ様になつてから黒板の艶消のもの一般に使用せられ光線の反射を防ぎ或は濕拭をなし塵埃の飛散に意を用ゆる様になつた。
- 3 洗掃の場合塵埃に深き考慮を拂ひ其の方法に特別の注意をなすことになつた。
- 4 校舎建築に當つては採光通風其他衛生的事情に格段の注意を用ふる様になつた。

### 二 學校清潔法

學校清潔法については、縣は本省の旨を受け左の如き通牒を發した。

#### 學校清潔法ノ件ニ付通牒

（第三二九七號通牒明治三十九年七月十四日）

學校ノ清潔方法施行ニ關シテハ明治三十年（一月）本縣訓令ノ次第モ有之候ニ付テハ夫々施行相成候儀ト存候處日常施

行ノ際ニ於テ校舍内牀板及階段ヲ潤ホサズ又濕布ヲモ使用セズシテ掃除ヲ行フトキハ常ニ塵埃ノ飛散甚シクシテ爲ニ「トラホーム」皮膚病肺結核等蔓延ノ素因ヲ釀成スル虞有之ト被認候條自今益々訓令ノ趣旨貫徹候様嚴重勵行方御取計相成度依命此段及通牒候也

明治卅九年七月十四日

部長

記

追テ學校生徒ヲシテ本文ノ掃除ニ從事セシムルニ當リテハ體格年齢等ニ依リ斟酌ヲ加フベキハ勿論ノ儀ニ有之候條身休薄弱ノ者又ハ十歳未滿ノ兒童ニ就キテハ特ニ御注意相成度此段申添候也。

尙明治三十七年八月二十日縣訓令甲第三五號を以て、紫色鉛筆使用禁止及注意に關し示されたるも、前出文部省訓令の移牒であるから略することにした。

要するに本期は機運の作興に努め、正に活動の基礎建設の時代である。然るに末期に於て、日露大戰勃發し戰勝の結果國民一般に教育の重大性を一層自覺すると共に、時代の趨勢は爲政者の間にも所謂積極的方針を以て、各方面に進出せんとする状況にて、戰時中消極的に差控へたる諸施設學校建築其他設備等にも、向後大に衛生的考慮を加へ内容形式に亘り其完成を期すべく、實動の氣運を促進した。

## 第十節 社會教育

### 甲 全國狀況

圖書館令の公布 明治三十二年十一月勅令をもつて「圖書館令」を公布した。之によれば北海道、府縣、郡、市町村に於ては圖書を蒐集し、公衆の閲覽に供するため圖書館を設置することを得るものとし大いに之を獎勵した。圖書館は私人の設置、學校の附設等も許した。

本令の公布後此の施設は急速の進歩を示した。其の状況を表示すれば左の通りである。

年 次	館 数	書籍数	閲覧人員
明治卅三年	四三	五二五、九七一	一九六、三一〇
卅四年	五〇	六一九、二三二	二四一、五九三
卅五年	六七	八二一、六七〇	三二七、七二六
卅六年	八六	九九三、一四一	五六四、五九一
卅七年	一一〇	一、〇九三、六三八	七〇三、六〇二
卅八年	一二〇	一、二七七、〇一〇	七〇四、五一六
卅九年	一二七	一、四四九、五九八	九四九、七九八

其の他社會教育の方面には組織立つたことはなかつた。圖書や新聞、雑誌など年を追うて出版數を増し、新聞雑誌の如きは明治三十三年に九四四種であつたのが、三十九年には二、三〇〇種を數ふるに至つてゐる。

## 乙 本 縣 狀 況

**一 概説** 本期に於ける縣下の社會教育の一般を通觀すれば、將來發展向上に必要な基礎を確立した期間であると言つてよい。本期の初に於ては社會教育と言ふべき形式が整ひ、内容が充實したもののは無かつたのである。只舊慣によつて、傳統的に行はれてゐた事が、時勢の進展に伴ひいよ／＼舊態を脱して形式を整へ組織的となり、地方的に行はれてゐたものが全縣的に統一せらるゝ等相當進展の兆を見せてゐる。其の實際方面としては、育英事業として、舊濟々譽の財團の財產を繼承して、新しく肥後獎學會と稱して組織を改め、育英の事業を普及せしむる基礎を作つてゐるし、徵兵検査に於ても、從來各地區々であつた學科の検査が、全國的に統一せられて其の効果を大ならしめたのである。亦補習教育の如きも此の時に芽生えを作つて漸次注意を向けるやうになつた。青年團に於ても日露大戰役に於て其の國家的活動によつて社會から大いに認められ、政府當局並に關係各方面から其の發展を期する爲め、指導獎勵に努めたようである。

**二 圖書館狀況** 本期に於ける圖書館には縣立として、觀聚館圖書館が熊本縣物產館圖書室と改稱して、物產館内的一部を圖書室に充てられてゐたのみで、其の他には見るべきものは無かつた。前期の状況に比すれば稍進展し、一般民衆も漸次圖書館利用の氣運は高まつて來たのであるが、現時の状況に比すれば實に微々たるものであつた。左の本館年次の統計を見るに、藏書も本縣記錄係、尋常師範學校、

細川侯爵、元田男爵家を初め有志十四五名の出品に新購入の圖書若干を加へた位で其の數豊ならず、規模も亦狹少であった。藏書の數も明治三十五、六、七の三ヶ年は和洋兩書共著しく減少してゐるのは如何なる都合によるものか不明で統計のまゝ示して置く。閱覽人員も極めて少く殊に婦人の數の少ないのは驚くの外ない。當時の一般社會の狀態が女子教育に注意を拂はなかつた事も察するに足るのである。本縣の中心都市に於て斯くの如き有様であるから地方の状況も容易に察することが出来る。隈府書籍館が前期に於て廢止の止むなきに至つたのも無理からぬ事であらう。左に参考の爲め本期に於ける熊本縣物產館圖書室の統計表を示すことにする。

熊本縣物產館圖書室閱覽狀況									
年 次	要 項			開 館 日 數	閱 覽 人			計	縱 日 平 均 人
	書	籍	數		男	女			
明治三十三年	和	漢	洋						
三四四年	一七、九八七	七五五	二八一	六、一四五	五七	六、二〇二		二三、〇七	
三五年	一七、九八七	七五五	二〇五	四、八一二	二	四、八一四		二三、四八	
三六年	四、八七八	五	二七八	四、九九八	六	五、〇〇四		一八、〇〇	
三七年	五九八	一五〇	二三一	六、一三〇	五二	六、一八二		二六、五〇	
三八年	五、五二七	一五〇	二八二	八、一六三	五五	八、二二八		二九、六〇	
三九年	八、二二五	一五〇	二八二	七、九五四	三一	七、九八五		二八、五〇	
	八、九〇〇		二八〇	九、四五八	一五	九、四七三		三三、八九	
	一五〇								
	一五								

### 三 肥後獎學會

肥後獎學會は細川侯歴代藩主の、肥後文教獎勵の傳統的精神と、先輩有志の愛郷の熱誠とによつて、明治の聖代に表はれたる本縣育英事業としての隨一なるもので、實に育英施設の權威である。縣下幾多の人材が其の恩恵に浴し、各々其の目的を達成し、現在國家社會の發展進運に貢献しつゝある士幾百なるを知らざるのである。

以下同會發行の「肥後獎學會概要」の中から沿革、會則、事業、經濟、事務所等につき摘錄して同會の狀況を知ることにしよう。

一 沿革 肥後獎學會ハ舊濟々譽財團ノ財產ヲ繼承シ、明治卅四年一月設立セリ。元濟々譽ヲ中心トシテ縣下ノ中學教育事業ヲ經營シ來リシガ、明治三十三年文部省令學事通則改正ノ結果同財團ハ其事業ヲ廢止シ資金拾壹萬三千八百餘圓ヲ除ク外校舍敷地其他學校ニ屬スル全財產ヲ舉テ熊本縣ニ寄附シ條件付ノ寄附物件ハ夫々元ノ寄附者ニ返還シ以テ解散セリ。然ルニ右資金ノ内曾テ細川侯爵ヨリ同財團ノ資金トシテ寄附セラレタル拾萬圓ハ、同家ニ於テ尙縣下ノ育英ノ事業ニ轉用セラルベキ思召アリタルヲ以テ、濟々譽財團關係者ハ更ニ縣下ノ學生ニシテ學力優秀ナルモノ、資力ニ乏シ克成業困難ナルモノニ對シ學資ヲ補給シ其ノ業ヲ成サシメ、又一面在東京本縣學生ノ監督及寄宿ノ便ヲ圖ル等ノ目的ヲ以テ、本會ヲ設立シ舊濟々譽財團ヨリ金壹萬三千八百九圓七拾九錢貳厘（内官民部分林壹千八百九圓七拾九圓貳厘）ノ財產ヲ承續シ、細川家ヨリ右濟々譽財團ヨリ返納シタル拾萬圓ヲ同家ニ獎學資金トシテ保有シ其利子ヲ年々五千圓ヅツ又別ニ有斐學舍經費補助トシテ、毎月金七拾圓宛ノ寄附ヲ請ヒ受ケタリ。設立者

ハ前ノ濟々譽財團關係者ニシテ、即チ子爵長岡護美、清浦奎吾、木下廣次、男爵藤村紫朗、津田靜一、佐々友房、高岡元真、井芹經平ノ諸氏ニシテ此外德久恒範、野田寛氏ヲ會員トシ、長岡子爵ヲ會長ニ清浦、藤村、木下、佐々、井芹ノ五氏ヲ評議員ニ選舉シ、山下岩之助、村井直門、深水清諸氏ヲ書記トシ本部ヲ熊本市千反町藤村氏邸ニ、支部ヲ東京富士見町佐々氏邸ニ置キ以テ事業ヲ開始シ、直ニ（三十四年一月）有斐學舍ヲ東京小石川區茗荷谷町ニ建築シ小萩山植林事業ヲ繼續シ、而シテ同三十五年一月文部省ノ認可ヲ受ケ財團法人ノ組織トシ、同年五月ヨリ學資補給ヲ開始セリ。然ルニ學資補給ニ就テハ縣下ノ狀勢ヲ鑑ミ益々之ヲ擴張スルノ必要アルヲ以テ本會ハ一方熊本縣廳ニ向テ補助ノ出願ヲナシ、同年度ヨリ經費補助トシテ年々金貳千五百圓宛下附セラレ今ニ及ビ居レリ。

然ルニ是ヨリ先本縣ニ於テハ有志者ノ計畫ニ依リ肥後育英會ナルモノアリ、矢張本會ト同ジク縣下學生ニシテ資力ニ乏シキモノニ學資ヲ貸與スルノ方法ヲ立テ居リシモ、其事業豫定ノ如ク運バザルヲ以テ同會ハ之ヲ解散シ其財產及ビ其事業ヲ本會ニ寄附スルノ交渉アリタルニヨリ、本會ハ明治三十五年十二月其全財產九千貳百拾參圓六拾參錢四厘ノ寄附ヲ受ケ同會ノ貸費生五名ヲ引受ケタリ。而シテ翌三十六年六月熊本縣ヨリ曾テ細川家ヨリ本縣教育費トシテ本縣廳ニ寄附セラレタル資金ノ元利金六千五百六拾參圓五拾參錢五厘ヲ本會基金トシテ交附セラル。越エテ三十八年日露ノ役長岡護全公戰死セラレシニ付細川家ニ於テハ公ノ御養子御備ヘ金拾萬圓御不用ニ付之ヲ以テ軍人養成ニ資シ公ノ遺志ヲ成サシメントノ御主意ニテ從來本會ニ年々御寄附セラレタル五千圓及ビ有斐學舍ノ補助ヲ止メ之ニ代ユルニ此拾萬

圓ニ先キノ濟々費財團ヨリ返納ノ金拾萬圓ヲ合セ貳拾萬圓トナシ以テ明治四十年一月本會基金ニ寄附セラル。是ニ於テ本會ノ財產ハ約貳拾五萬圓ニ達セリ、依テ本會ハ規則ヲ改正シ更ニ永久存立ノ期限トセリ。

## 2 會則及役員 次に創設當時の會則及役員を掲げて其の組織の大要を見るこどにする。

### 肥後獎學會則 (創設當時)

#### 第一章 總 則

第一條 本會ハ熊本縣子弟ノ俊秀ニシテ資力ニ乏シキ者ノ修學資ヲ補助シ其業ヲ遂ケシムルヲ以テ目的トス 東京在學生ノ爲メ寄宿ノ便ヲ圖リ同市ニ合宿所ヲ設クルコトモ亦本會事業ノ一部トス 學資補給及東京寄宿所ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二條 本會ハ財團ニシテ肥後獎學會ト稱シ其本部ヲ熊本市千反町五拾貳番地ニ支部ヲ東京市麴町區富士見町五丁目七番地ニ置ク但シ位置ハ理事變更スルコトヲ得

#### 第一章 會 員

第三條 本會設立者ヲ以テ本會々員トス

本會ノ目的ヲ贊助シ特ニ功勞アル者及教育ニ經驗名望アル者ハ會員三分ノ一以上ノ同意ヲ以テ會員ニ推舉ス

#### 第三章 財產及其處分

第四條 本會ヲ設立センカ爲ニ舊濟々費ヨリ交付ヲ受ケタル渾テノ財產ヲ寄附ス

第五條 本會財產ヲ基金及會費金ノ二種ニ分ツ

基金ハ會費金ノ源資ニシテ消費スルコトヲ得サルモノトス 但會員總會ノ決議ニ依ルトキハ此限ニアラス  
會費金ハ本會事務費及事業費ニ充ツルモノトス

第六條 財產ハ其目的以外ニ消費スルコトヲ得ス

第七條 本會ノ目的ヲ贊助シ金員物品ヲ寄附スル者アルトキハ之ヲ受納ス

第八條 寄附ノ金員物件ニシテ豫メ寄附者ニ於テ其用途ヲ指定スルモノハ其指定ニ從テ之ヲ處分ス

基金ノ寄附者ニシテ其保管方法ヲ指定スルモノ亦其ノ指定ニ從テ之ヲ處分ス

第九條 本會解散ノ場合財產中其寄附者ニ還付ノ豫約アルモノハ之ヲ還付ス

第十條 本會ハ解散シ清算結了ノ上財產ニ剩餘アルトキハ之ヲ教育其他公益事業ノ資ニ寄附ス 但事業ノ撰擇ハ會員總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 基金ハ確實ナル有價證券ニ換へ又ハ銀行其他ニ定期預金ヲ爲シ利子ヲ收ムルモノトス

#### 第四章 役 員

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

評議員 若干名

理事 三名以下

書記 會長評議員理事ハ會員中ヨリ會員之ヲ選舉シ書記ハ理事專ラ之ヲ任免ス

第十四條 會長ハ無任期理事ハ三ヶ年ヲ以テ任期トス

第十五條 會長ハ會員總會評議員會ヲ招集シ其議長トナリ會議ヲ統理ス

第十六條 評議員ハ本會重要ノ事ヲ商議ス

第十七條 理事ハ本會ヲ代表シ會務ヲ整理執行ス

理事中其二名ハ本部ノ事務ヲ擔任シ一名ハ東京支部所屬ノ事務ヲ分任ス

本部事務ノ執行ハ本部擔任理事ノ合意ヲ要ス

支部所屬事務中其輕易ノ件ハ支部分任理事専ラ之ヲ執行スルコトヲ得 但重要ノ件ハ本部擔任理事ノ合意ヲ要ス

理事ハ其合意ヲ以テ書記ノ給與方法ヲ定ムルコトヲ得

理事ハ左ニ掲タル事項ニ關シテハ評議員會ノ決議ヲ經テ執行スルコトヲ要ス

一 財產中基金ヨリ成立スル物件ノ賣却交換其他ノ處分

二 基金ノ消費

三 學資補給者ノ決定及中間補給ノ廢止

四 本會ノ權利義務ニ關スル契約

理事ハ毎年定期會員總會ニ財產目錄貸借對照表、前事業年度間ニ係ル會費金決算書、次年度間ニ係ル會費

金豫算書ヲ提出シテ其承認ヲ受クルコトヲ要ス

#### 第五章 會員總會

第十八條 會員總會ヲ分テ定期臨時ノ二トス

第十九條 定時總會ハ毎年一月ニ於テ之ヲ開キ臨時總會ハ會長ノ意見又ハ理事若クハ會員ノ請求ニ依リ之ヲ開ク

第二十條 總會ハ總會員四分ノ一以上出席(代理委託又ハ書面表決ヲ爲ス者トモ)スルニアラサレハ決議ヲ爲スコトヲ

得ス

本會解散及本則變更ノ決議ニ付テハ總會員四分ノ三ノ出席ヲ要ス

第二十一條 會長ハ時宜ニ依リ議案ヲ送付シテ可否ノ意見ヲ諮フコトヲ得

#### 第六章 事業年度及計算

第二十二條 本會ノ事業年度ハ曆年ニ依ル

第二十三條 每事業年度ノ終ニ於テ該年度間ニ係ル諸勘定ヲ決算シ財產目錄、貸借對照表、會費金決算書、及次年度

間ニ係ル會費金豫算書ヲ調製スルモノトス

第二十四條 會費金ニ剩餘アルトキハ之ヲ次年度ニ繰越シ又ハ其全部若クハ幾部ヲ基金ニ編入ス

第七章 存立及解散

第二十五條 本會ハ存立期限ヲ定メス然レトモ會員總會ノ決議ニ依リ何時ニテモ任意ニ解散スルコトヲ得

第二十六條 解散ハ決議ノ日ヲ以テ初日トシ解散ニ關スル總テノ手續ヲナスモノトス

第二十七條 解散ノ決議ヲ爲シタルトキハ同時ニ會員中ヨリ二名ノ清算人ヲ選舉スヘシ

右明治三十四年一月十日協議決定ス

設立者

子爵 長岡 譲美

東京府東京市淺草區今戸町貳拾五番地

東京府東京市芝區西久保城山町壹番地

京都府京都市上京區聖護院壹番地

熊本縣熊本市千反町五拾貳番地

東京府東京市小石川區高田豐川町參拾參番地

熊本縣熊本市新屋敷町四百參拾參番地

熊本縣熊本市高麗門裏町五番地

## 3

**事業** なほ同會は右の外有斐文學舍の經營及小萩山の植林をやつてゐる。

有斐學舍ハ東京小石川區名荷谷町七十五番地ニアリ。在東京本縣學生ノ監督及寄宿所ニ充ツル爲メ明治三十四年家屋五棟(三百五十五坪餘)ヲ建築シ、有斐學舍ト名ツケテ同三十五年三月開舍シ、學生ヲ收容シ、同三十六年更ニ家屋二棟(七拾餘坪)ヲ増築セリ。然レドモ入舍ヲ希望スルモノ益々多キヲ以テ、同年更ニ小石川區第六天町ニ監督下宿所ヲ設ケ、有斐別舍ト稱シ、同年五月開舍セリ。然ルニ尙學生收容ノ必要益々切實ヲ感ズルヲ以テ卅八年ニ於テ更ニ敷地ヲ擴張シ、四十年ニ右監督下宿所ヲ廢シ有斐學會構内ニ一棟ヲ建築シ有斐別舍ヲ移轉セリ。本舍ニハ本會ノ補給生ヲ收容シ別舍ニハ其他ノ本縣學生ヲ收容スルコト、シ、而シテ學生ノ集會及ビ先輩名士ノ講演其他各種ノ集會ニ充ツル爲メ又別ニ同舍内ニ一棟有斐俱樂部ト稱スルモノヲ設ケタリ。

小萩山植林ハ先キニ濟々費財團ヨリ繼承シタル小萩山即チ飽託郡西里村字小萩及同郡芳野村字椎山ノ官有地部分林ニシテ其總反別八十一町三反二步、部分林ノ性質ハ二官八民ニシテ、明治三十年濟々費財團ニ於テ植林ノ計畫ニ着手シ、三十三年迄ニ全山植栽ヲ終ヘ、其ノ後ハ年々補植及手入ヲナシ、本會ニ繼承後モ亦同様年々繼續シ補植及手入ヲナシ居レリ。樹木ノ種類ハ櫟ヲ主トシ杉松等ニシテ明治三十五年及三十七年ニ山梨縣ヨリ柿ヲ取り寄セ繼穗ヲナシ漸次果實ノ收穫ヲナスコト、シ、其後樟松等ノ手入ヲナシ、現今(四十三年)數約百萬ニ達シ居レリ。櫟ハ一旦植栽シタル後ハ之ヲ伐採スルモ其根株ヨリ發芽スルヲ以テ更ニ植栽スルノ必要ナキノミナラズ、其株根增大シ隨ツテ繁茂ノ程度一層速カニ且ツ大ナルベク、本年ヨリ反別十町歩宛伐採シ八年目ニ一順伐採ヲ終ヘ、九年目ヨリハ更ニ次回ノ伐採ヲナスノ豫定ヲ以テ本年(四十二年)ヨリ第一回ノ伐採ヲナセリ。斯クノ如クシテ本年以後部分林設立期間ハ毎年十町歩ヅ、輪伐スルノ計畫トス。此他ノ樹木モ今後五年乃至十年ノ後ニハ相當ノ收入アル見込ナリ。

## 4 經濟 本會ノ財產ハ元濟々費財團ヨリ繼承シタル財產(現金及小萩山部分林)及肥後育英會ヨリ寄附セラレタル資

金及熊本縣ヨリ交附セラレタル基金並ニ細川家ヨリ寄附セラレタル貳拾萬圓等ヲ主トシテ之ヨリ生スル利子並ニ熊本縣廳ヨリ年々貳千五百圓宛經費ノ補助トシテ交附セラル、モノ及山林收入ヲ以テ成立シ、經濟方針ヲ基金及經費資金ノ二種ニ分チ基金ハ一切之ヲ消費スルコトヲ得サルモノトシ、經費資金ハ本會ノ事業費及事務費ニ充ツルモノトス。細川家ノ寄附金、熊本縣ノ交附セル基金、肥後育英會及濟々費財團ヨリノ繼承金等ハ之ヲ基本トシ、本縣ノ補助及基金ノ利子並山林ノ收入ハ即チ經費資金ニ充テ事業費即補給費、有斐學舍費並ニ事務費即チ本支部事務費、山林事務費ニ支出シ有斐學舍家屋建築及山林補殖費ハ基金ヨリ支出スル經綸トス。而シテ會計年度ハ之ヲ曆年度ニシ經費ハ年々豫算ヲ立て、評議員會ニ於テ之ヲ評決シ、決算モ亦同様評議員會ニ之ヲ承認シテ公表ス。現今ノ財產ハ貳拾五萬參千圓餘一ヶ年ノ經費ハ約貳萬七千圓内外トス。

## 5 事務所

本會ノ位置ハ初メ本部ヲ熊本ニ、支部ヲ東京ニ設ケ、熊本ハ千反町藤村氏方東京ハ富士見町佐々氏方ニ置キシガ藤村氏ノ轉居ト共ニ卅五年八月本部ヲ飽託郡本莊村ニ移シ同氏理事辭退ニ付四十年十一月熊本市新屋敷町井芹氏方ニ移轉シ(但事務取扱ノ便宜上東寺原町四十三番地山下方ニ於テ一般ノ事務ヲ處理シ居レリ)東京支部ハ其後明治三十八年佐々氏理事辭退ニ付同年四月四谷區本村町赤星氏方ニ移シ、更ニ同氏移轉ト共ニ三十九年芝區白金三光町ニ移セリ、之何レモ現今ノ所トス。而シテ翌四十年本會會則ノ改正ト共ニ四月ヨリ東京ヲ本部、熊本ヲ支部ト變更改稱セリ。依テ現今ノ位置ハ左ノ通トス

東京市芝區白金三光町二百七十三番地 肥後獎學會本部

熊本市新屋敷町百一一番地

同 支部

東京市小石川區茗荷谷町

有斐學舍

6 役員異動 本會ノ設立者ハ既ニ記セシ如ク元ト濟々費財團ノ關係者子爵長岡護美、清浦奎吾、男爵藤村紫朗、木下廣次、佐々友房、井芹經平、津田靜一、高岡元真ノ諸氏ニシテ會員ハ以上ノ諸氏及德久恒範、野田寛ノ十一氏トス

長岡子爵ヲ會長ニ、清浦、藤村、野田裕通、木下、佐々、井芹ノ六氏ヲ評議員ニ、藤村、佐々、井芹、三氏ヲ理事ニ選舉シ、山下岩之助、村井直門、深水清、三氏ヲ書記ニ任シ、岡本源次氏ヲ有斐學舍幹事ニ、高田十郎氏ニ小萩山林事務取扱ヲ嘱託セリ。而シテ明治三十五年五月藤島正健、山内萬壽次兩氏ヲ評議員ニ選舉シ、三十六年五月德富猪一郎氏ヲ評議員ニ選舉ス。三十七年九月東京支部書記深水清氏辭任ニ付吉田久勝馬氏後任書記ニ任セラレ、同年十月評議員藤島氏死去、三十八年四月佐々理事辭任、五月赤星典太氏ヲ理事ニ池邊吉太郎氏ヲ評議員ニ選舉シ、吉田書記辭職ニ付米原（加惠）軍喜氏後任書記ニ任セラル、三十九年長岡會長薨去、同年十月佐々評議員逝去、四十年二月横井時雄、安達謙藏兩氏ヲ評議員ニ野田（裕通）徳富兩氏ヲ監事ニ小橋一太氏ヲ理事ニ選舉シタ。

**7 業績** 次に右會則によつて本會が學資補給をなした状況を示して、其の業績の如何に社會に裨益する所大なるかを眺める事にする。

肥後獎學會年度別表					
年 度	收 入 總 額	支 出 總 額	學生補給總額	給補總人員	補給終了止
明治三十五年	一一、五三四、三五〇	一一、五三四、三五〇	一、五八二、二〇〇	四〇	五
同三十六年	一一、〇二二、三三六	一一、〇二二、三三六	三、八七〇、〇〇〇	五六	六
同三十七年	一二、六八一、九三九	一二、六八一、九三九	四、七七五、五〇〇	四四	一二
同三十八年	一五、〇四〇、八四〇	一五、〇四〇、八四〇	五、五二二、五〇〇	八〇	一九
同三十九年	一五、九一六、八七七	一五、九一六、八七七	四、八六四、〇〇〇	六八	一五
同四十一年	一五、九一六、八七七	一五、九一六、八七七	四、五三五、五〇〇	五七	一三
總計	八九、六四六、二三四	八九、六四六、二三四	三四五	七九	

此の表に依つて見れば毎年支出總額の約三割を學生補給に支出してゐる。補給を受けた人員も六ヶ年約三百五十名に及んでゐる。補給終了者も相當ある事によつて、縣下多數の人材を世に出す事が出來た。

**四 夜學會設置獎勵** 明治三十三年八月文部省は勅令をもつて、小學校令を改正し、これ迄尋常小學校三ヶ年若くは四ヶ年の卒業年限を四ヶ年に一定した。かかる機運の熟せる全年四月本縣に於てはこの趣旨の徹底を期せんが爲め、夜學校の設置に關して左の如き通牒を各郡市に發し、其の獎勵に努めたのである。當時義務教育とは言へ未だ就學の成績は、當局の要望に添はなかつた事が窺はれる。國民教育の實績の向上を期し、社會の福祉を増進し、國家の品位を高めんと、當局が如何に努力せしかを見るに足るのである。

#### 夜學校設置に關し通牒 (明治三十三年四月四日)

書間業務ニ從事スル爲メ教育ヲ受クルニ暇ナキモノ、爲メ、夜學校ヲ設ケ夜間ニ於テ普通卒近ナル教育ヲ施シ、以テ無教育者ナキニ至ラシムルハ社會ノ福祉ヲ増シ、國家ノ品位ヲ進ムルニ最モ必要ナルハ勿論普ネク教育ヲ施シテ一般ノ人々ニ道德ノ基礎ト普通ノ知識トヲ有セシムルニ至ルトハ一市町村ノ風俗ヲ改良シ美風ヲ涵養スルニ至ルハ其實績歴々トシテ明カナリ。就テハ可成夜學校ヲ設ケ教育ノ普及ヲ計ラシムル様精々御注意相成度命ニ依リ此段及通牒候也

## 注 意

- 一 夜學校ノ教科目ハ修身讀書作文習字算術及實業ニ關スル學科目ニ付キ便宜取捨スルコト
- 一 小學校ニ於テ妨ケナキ限りハ可成夜學校ノ爲教室ノ使用ヲ許可スルコト
- 一 教員ハ可成小學校教員ニ囑託シテ若干ノ手當ヲ給スルコト
- 一 夜學校ニ於テハ可成家庭トノ聯絡ヲ密ニシ夜學生ノ取締ヲ嚴重ニスルコト
- 一 夜學校ニ入學セシムヘキ生徒ハ學齡外ノモノトスルコト 但學齡内ノモノト雖尋常小學校ヲ卒業セシモノ又ハ就學ノ免除ヲ受ケシモノハ入學セシムルモ差支ナシ

## 五 壮丁教育

1 本縣に於ける壯丁教育調査 壯丁教育の成績調査については、縣でも前期より教育者、無教育者位の程度に分けて實施して教育上の参考に資してゐたが、本期に至つては左表に示すが如き要領により教育程度を調査したのである。其の結果は年次を逐つて向上してゐる。中等程度の教育を受けたものは六倍に増加してゐる。高等小學程度が三倍、尋常小學卒業も増してゐる。稍讀書算術をなし得る程度の者は五分の二に減少し、無教育者も半減してゐる。本期間の教育事象として見る時は著しき進歩と言ふ事が出来るが、まだ無教育者が一割以上ある事は、教育の普及の上から眺めて遺憾事とせねばならぬ。

## 徵兵検査の成績 (教育程度欄)

年 次 項 目	有 教 育		無教育合 計	百分比
	中學卒業 ノモノ ルモノ ト認ム	同上ノ學 卒業 ル者		
明治三十三年	空	二九	一三	一三
三四四年	空	一三	一三	一三
三五年	一六	一六	一六	一六
三六年	二七	一九	一九	一九
三七年	二六	一八	一八	一八
三八年	二三	一七	一七	一七
三九年	二一	一六	一六	一六

## 2 徵兵適齡者の補習教育

本縣の徵兵検査に於ける學科方面的成績は前表に示すやうに漸次向上しつゝあるが、その普及の上から見て、不充分の域を脱してゐなかつた。日清日露の兩戰役と時勢の進歩とは、入營者に對し補習教育を施すことの一層急務なるを覺つた。政府に於ても銳意補習教育を奨励したが、縣ではこの補習教育に關して、明治卅八年十一月左の如き注意を發して、具体案を示し奨励してゐる。

## 徵兵適齡者補習教育ニ關スル注意

徵兵適齡者ノ補習教育ヲ爲スニハ普通教育ノ不十分ナルヲ補習セシムルヲ以テ主要ナル目的トナスベ

シ。之ヲ詳言スレバ義務教育ヲ完了スルモ卒業後其ノ學力ヲ應用シ且ツ之ヲ補習スルノ機會乏シク爲ニ既得ノ知識技能ヲ忘却シタルモノ、又ハ義務教育以上ノ學修ヲ爲シタルモノニ在リテモ青年ノ間其ノ學藝ノ使用ヲ廢シテ國語算術等ノ學科ヲ補習セシメ、以テ其ノ入營後普通學ノ應用ニ不便ナカラシメンコトヲ期シ特ニ無教育ノモノニ付キテハ精々其ノ國語算術等ノ學力ヲ養成センコトヲ圖ルベシ。

軍事ノ大要ハ國民普通ノ知識トシテ之ヲ知ラザルベカラズ。マシテ徵兵適齡者タルモノニアリテハ、一層其ノ必要アルベシ。而シテ其ノ知識ハ普通學ト相俟チテ軍隊ニ於ケル専門學術ノ理會判斷ヲ速ニシ之ガ學修上ノ困難ヲ輕減スルモノタルヲ知ラザルベカラズ。然シナガラ徵兵適齡者入營後當然教授セラルベキ専門ノ事ニ至リテハ改正屢次ナル趣ニ付未熟ノ知識ヲ以テ、之ガ豫修ヲ與フルガ如キハ偶々以テ惡習ヲ養成スルコトハナリ、營中教育ノ障礙タルベシ。故ニ徵兵適齡者ノ補習教育ヲ爲スニ當リ軍事上ノ教授ヲ與フルハ國民普通ニ知ルベキ事項ナルヲ要ス。

軍事ノ大要ヲ知ラシムルニハ左ノ項目ヲ斟酌シテ授クベシ。

### 甲 陸軍ニ付

#### 一 兵 科

(1) 各兵科ノ名稱

(2) 各兵科ノ性能

#### 二 軍 旗

(1) 軍旗授與式

(2) 軍旗ノ尊嚴

#### 三 軍隊編制

- (1) 平時師團ノ編制
- (2) 陸軍武官兵卒等ノ等級

(3) 各部隊長

(4) 陸軍團隊ノ配備

#### 乙 海軍ニ付

##### 一 軍艦、水雷

- (1) 軍艦ノ類別
- (2) 軍艦旗ノ尊嚴

(3) 各種艦艇ノ任務

(4) 水雷ノ種類

##### 二 海岸防備

(1) 軍港、鎮守府

(2) 要港、要港部、水雷團

(3) 要塞、海軍望樓

##### 三 海軍軍人ノ階級並ニ軍艦ノ職員

(1) 海軍武官ノ官階、海軍卒ノ職名等級

(2) 軍艦ノ職員

### 附 記

#### 教員ノ参考書

(1) 陸軍諸兵種解説

杉本文太郎著 博文館發兌

(2) 軍事解説

陸軍歩兵中尉鈴得巖著 光風館書店發行

(3) 陸海軍人文範

東海大夫著 一書堂發行

注意 陸海軍人文範ハ尋常小學校卒業者ニハ困難ナリ教授者宜ク其ノ文章ヲ平易ノモノニ改作シテ授クヘシ

**3 壮丁成績調査の統一** 政府並に縣では壯丁に對して補習教育を獎勵したことは前項に述べた通りであるが、これに呼應して其の調査の方法についても改善を加へた。從前各地壯丁検査の際其の教育成績を調査して、教育上の参考に資して居り、本縣でも前々項に述べた通りに實施してゐたのである。然るに其の方法區々に涉つて全國を通じて統計比較し難き憾があつたので、文部省は明治三十八年十二月に通牒を發して、其の標準を示すと共に、一面壯丁教育の實施に關し勸奨する處があつた。この實行による成績は次期に於て述ぶることにする。左に文部省が示した成績調査の標準を掲げて参考に資する。

### 壯丁教育成績調査方法

#### 一 目的

小學校教育ノ効果ヲ知ルヲ主トスルコト

#### 二 教育程度ノ種別、左ノ四種トスルコト

(イ)尋常小學校ヲ卒業セザル者 一、未就學者 二、半途退學者

(ハ)尋常小學校卒業者  
(半途退學者中ニ修業年限三ヶ年ノ尋常小學校卒業者ヲ含ム)

(ロ)尋常小學校卒業者

(尋常小學校補習科ニ入り第一學年ヲ修了セザリシ者及高等小學校ニ入り第二學年ヲ終了セザリシ者ヲ含ム)

(ハ)高等小學校第二學年修了者

(尋常小學校補習科ニ入り第二學年以上ヲ修了セシ者及高等小學校第四學年ヲ修了セザリシ者ヲ含ム)

(高等小學校補習科ニ入りシ者ヲ含ム)

本項ノ調査ハ總テ小學校以外ノ教育ヲ受ケタル者ヲ含マザルコト調査上止ムヲ得ザル場合ニ於テハ(イ)尋常小學校ヲ卒業セザル者ノ調査ヲ省クヲ得ルコト

#### 三 調查科目及其程度

國語(讀方)算術(筆算)ノ二科目ニ就キ前項各學年終了又ハ卒業程度(尋常小學校ヲ卒業セザル者ハ尋常科第一學年ノ程度)ニ依リ調査スルコト

#### 四 成績表示ノ標準

當該學年ノ程度ニ照シ其成績優等ナル者ヲ甲トシ尋常ナルモノヲ乙トシ劣等ナル者ヲ丙トスルコト

#### 五 調査ノ手續

第二項ノ教育程度種別ハ豫め市町村長ヲシテ調査セシメ問題ノ撰定及成績ノ調査ハ可成郡視學(市ニアリテハ縣視學其他之ニ準スヘキ者)ヲシテ之ヲ爲サシムルコト但シ郡市書記又ハ小學校教員ヲシテ便宜補助セシムルモ妨ケナキコト

問題ハ主トシテ相當程度ノ小學校教科書ニ依リ選定スルコト

#### 六 成績表

成績表ハ別紙様式ニ準シテ調製シ尙ホ百分比例ニ依レル比較表ヲモ調製スルコト

#### 備考

此調査方法ニ定メタル事項ノ外中等教育實業教育其他各種ノ教育ヲ受ケタル者ノ員數並教育上參考トナルヘキ事項ハ便宜調査スルコト

何年何郡市壯丁教育成績調査表

科 目	成績			尋常小學校ヲ卒業セザル者			尋常小學校高等小學校了者卒業者			尋常小學校第二學年修業者			尋常小學校高等小學校合計		
	未就學者			半途退學者			了者			卒業者			卒業者		
	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙
合 計															
計	丙	乙	甲	丙	乙	甲	丙	乙	甲	丙	乙	甲	丙	乙	甲

六 青年團の狀況 前期の町村制の發布や日清戰役其他時勢の進運は、青年團の組織と其の活動を促進し漸次發展しつゝあつたが、本期に入つて日露戰役の勃發と共に、青年團の自覺と其の活動は頗る見るべきものがあつた。出征軍人の慰藉、家族の慰問救護、恤兵品の寄贈、出征凱旋の送迎等其の奉仕的

行動は多々すべきものがある。

本縣に於ても前期に於て組織あり統制ある活動の萌芽を見たが、本期に入つてはいよ／＼其の實現をなし、部落小單元の團体は打て一丸とする町村本位の團体となり、其事業にも計劃ある目論見を爲し、補習教育の勵行には最善の努力をした事が窺はれる。つまり組織的に統制ある活動は、本期に入りて一般的に見ることが出來た。政府に於ても青年團の効果の見るべきものあるを認め、明治三十八年十二月に青年團體の獎勵に關し從來施設せられて其の成績の著しきものを調査した。本縣でも青年團の秩序ある發達に帮助を與へ、明治三十九年には左記優良團體を簡拔して賞揚する處があつた。

宇土郡戸馳村救護會

阿蘇郡尾ヶ石村大字狩尾貯金會

阿蘇郡高森町實業同志會

阿蘇郡小峰村大字尾野尻青年會

下益城郡豊福村青年團體

下益城郡豊川村青年團體

下益城郡東砥用村青年會

これ等優良なる青年團の活動内容は各々特色があるが、要約すれば大体左の如き事項が主なるものである。

補習教育の振興、村内の惡風俗惡習慣の矯正、村内の水火災、盜難、山林濫伐、作物窃取等の豫防救

助、勸業、衛生、教育其他、風儀の矯正に付き談話會、出征軍人慰問狀、發送遺族家族の慰問救助、基金蓄積、會員の精神修養、体育獎勵等である。

**七 日露の時局と社會教化**　日清戰役によつて國家的難局の試練を経たる我國民は、日露の大戰局に遭遇して、燃ゆるが如き敵愾心は、萬民一心、眞の舉國一致の實を表現した。明治三十七年三月、戰端の開かれたる即下、時の帝國教育會長辻新次は「戰時國民心得」を印刷にして全國に配付した。本縣に於ても此の趣旨を貫徹し縣民の愛國精神を一層旺盛ならしむる事に努めた。左に「戰時國民の心得」の全文を掲げて参考に供することにする。

### 戰時國民心得

#### 緒言

此の度露國に對して戰を開かれたることになりましたのは、畏れ多くも 天皇陛下を始め奉り、國民一般の深く遺憾とする處でありますけれども、帝國の光榮を保ち、東洋永遠の平和を謀るために止むを得ぬ次第であります。併しながら、此の戰役の關係する所は極めて廣く、其の結果は遠く帝國の將來に及び、東洋の平和のみならず、延ては世界文明の消長にも影響すること考へられます。此の時に當り帝國が世界の公道に基き、國際間の通義に訴へ、露國を膺懲するに至りましたのは、實に千歲一遇、天が人類のために日本を起したと言つても過言ではあるまいと思ひます。

さりながら、日本は今此の大責任を荷うて、列國環視の中に立つて居りますから、我々國民は、此の際一層慎重の態度を取り、公明正大なる行をなし、天晴れ大國民たるに恥ぢないやうにせねばなりません。

本會は明治二十七八年の戰役の時、時勢の必要に應じて、明治二十三年十月三十日に下し賜ひたる教育に關する勅語と、明治十五年一月四日我が帝國軍人に下し賜ひたる勅諭とを説明して、廣く全國に配布し、普く 聖旨の貫徹せんことを謀りましたが、此の度も亦宣戰の詔勅を拜讀するや否や、直ちに評議員會を開き、滿場一致を以て、此の際に處する國民の心得を編纂し、之を廣く全國に配布することを決議して、中川謙二郎、矢津昌永、牧瀬五一郎、後藤牧太、文學博士三宅米吉の諸氏に「戰時に於ける國民の心得」編纂委員を嘱託しました。委員諸氏は直ちに先づ編纂の要項を議定して文學博士三宅米吉氏に起草せしめ、更に之に就て反覆審議を盡したる末此の一篇を作られました。本會々員諸君は申すに及ばず、全國の教育者、府縣郡市町村の吏員、其の他有志の方々は、官衙學校、神社、寺院、其の他便宜の場所に於て、之を衆人に説き聽かせ、又衆人の注目する所に之を揭示せられて、我が國民中男女老幼に論なく、普く此の趣旨の貫徹するやう、盡力せられんことを希望いたします。

明治三十七年三月

戰時國民心得

我が國は、上に萬世一系の皇室を戴き、國民は皆忠君愛國の念が深く、誠に世界比類の無い國柄である。それで若

し外國に對し何か大事が起る時は、上も下も學國一致して國の爲に盡すから、我國は幾千年的昔より曾て一度も他國に屈服したことがないばかりでなく、特に明治の御代となつてからは、我が國の勢は益々盛になつて、今では世界屈指の強國の中に數へられて居る。

韓國と清國とは我が隣の國で、昔から我が國と親しく往來して居たが、此二國は近來其國力が弱くて、他國の爲めに何時如何やうな事にせられるかも知れぬ。若し此の隣の二國が其土地を他國に剥き取られる様なことがあつたならば其時は我國も甚危くなるから、我國では、此の二國をいつまでも獨立させて、其の今有つて居る土地をば少しも失はせぬやうに盡力せねばならぬ。

露西亞は久しい前から西伯利を取り、だんだん東の方に蔓延して我が北海道の北の方にある樺太島にも入り來り又清國の北東の土地を取つて浦鹽斯徳の港を開いたが明治廿七八年の日清戰爭の時清國から我國へ譲渡した遼東半島をば他國と云ひ合せて、東洋の平和の爲め清國へ還せと我國へ勸告して來た。我國では平和の爲めなら還さうとて其代りに償金を取つて半島を清國へ還した。然るに其の後間もなく露西亞は其遼島半島の内にある旅順の土地を清國から借りて軍港とし、鐵道を滿洲に敷いて旅順まで續けた。明治三十三年清國の拳匪の亂があつた時列國から兵を出したが、露西亞も同じやうに兵を出した。亂が平いだ後列國は皆兵を引きあげたのに、露西亞ばかりは兵を滿洲に留めて少しも引去る氣色がないばかりでなく、其上に益兵を増々し又軍艦を多く本國から旅順へ回して、頻りに戰の用意をして居つて、もはや清國から滿洲を奪ひ取らうとする内心が明かになつて來た。そればかりではない、露西亞は又韓國の方の土地をも侵さうとするに至つた。

韓國が若し露西亞に侵されて其の土地を取られたならば、我國は直に露西亞から抑へつけられるやうになり、又韓國との商賣貿易が安全にできなくなる。又滿洲が露西亞に取られたならば、韓國の獨立がおぼつかなくなる。それで我が國は露西亞と相談して、露西亞が前に言つて居つた通り、清國韓國の獨立と其の土地を侵さぬことを互に堅く約

束して置かうと掛け合つた。所が露西亞は之を承知しないで、何のかのと時を延ばして其の間に更に戰の仕度をして居つて、今にも滿洲を奪ひ取り韓國の土地をも自由にしようといふことが明かに見えるから、今は止むことを得ない、我が武力を用ひて露西亞人を滿洲から逐ひ出さねばならぬこととなつた。そこで此の二月の六日に露西亞に向て、我國ではもはや相談を続けることができぬ、といふことを通知した、是れで我が國と露西亞との和親は全く破れて愈戦を開くこととなつた。我が聖文武なる天皇陛下は紀元節の前日を以て宣戰の詔勅を下された。

戰が始まると直に我が海軍が大勝利を得て敵の軍艦を多く打破つた。是れは實に勇ましい喜ばしいことであるが露西亞は大國ではあり、陸兵はなかなか多いから、彼の國を屈服させるまでには是から餘程年月がかかるであらう。此の戰は昔から我國に例のない大戰で、今は吾等日本國民が大決心をして、我が天皇陛下の御爲に、此の萬國に比類ない國の爲に、皆一致してできるだけの力を盡さねばならぬ時である。

今此の戰の時に當つて吾等國民が堅く守らねばならぬ心得はいくらもあるが、次に列舉した數個條は其の中での重なものである。

一 陸軍海軍の軍人は専ら忠節をはげんで國の爲めに生命を惜まず、艱難辛苦を耐へ忍んで其職務を全うせねばならぬ。又軍人でない者も戰は吾等國民一同の戰であると覺悟し、各できるだけの骨折をして軍人の援けをせねばならぬ。

遠い外國へ兵を出すには莫大的費用がかかる、金が足らねば遂に戰ができなくなる。それ故軍資の爲政府に献金し又政府が公債を募る時はなるだけ多く之に應じて費用の助をせねばならぬ。

一 戰の時は男女老幼の差別なく人々身体を健康にし、常よりも一層自分の仕事に精出さねばならぬ、殊に農工商の人々は各其の家業を稼いで、國の富を増し軍費の資を造らねばならぬ。

一 人々節儉して着物や食物などに奢りをせず、少しでも徒の費を省き、銀行や郵便局に金を預けて國の費用に足すことが肝要である。戰場に出て艱難辛苦する軍人を想へは節儉する位は何でもなからう。

一 戰に出て居る人は常に艱難辛苦をし又戰つて傷を負ひ或は病に罹るものもある。是等の人々を慰める爲めに、海陸軍の恤兵部に金や物を贈るがよろしい。

一 戰の爲に世間の騒がしいのにつけこんで、人の難義を思はず、むやみに物の價を高くして、己れ獨り金儲けをしようとするやうなことは必ずしてはならぬ。

一 戰が長びく間には勝つこともあれば敗けることもあらう、勝ても安心せず傲慢の心を起さず、敗けても恐れず氣を落さず、おちついて益勵まねばならぬ。

一 外國人には親切を盡し、我から高ぶらないやうにし、又我が行を正しくして侮られないやうにすることが肝要である。敵の方の人でも我國に留まつて居るものをば憎まず侮らす、他の外國人と同じやうに待遇せねばならぬ。

一 戰の間は特に外國人が我が國民に目をつけるから、我が國民は相互に睦じきて、知らぬ間柄でも行儀をよくし汽船汽船の中などでは互に席を譲り合ひ、老人や女小兒を助け我恣な見苦しい振舞をせず、外國人に見られて笑はれ賤しめられぬやうにせねばならぬ。

一 今度の戦は敵の屈服するまでは吾等の生命のあらん限り、耐へ忍んで續けて行く覺悟で無くてはならぬ。戰が止んでも又何時平和が破れるかも知れぬから此の戰の時の覺悟をいつまでも忘れぬやうにせねばならぬ。殊に子供の教育にはよく意を用ひ、少くとも義務となつて居る小學教育は必ず一般に受けさせて將來の大國民となる基を固めねばならぬ。

**八 婦人團體の状況** 前期に於て各地に點々生れた婦人團體は、本期に入つても亦殆んど同數の組織を見てゐる。組織に於ても前期と同様未だ統制あるものではなかつた。其の活動状況も大体前期と同様の程度で、主として修養に關する方面であつた。本期に於て特に記すべき事は日露戰役に際し各町村の愛國婦人會が設置されて、出征軍人の慰問、恤兵品の寄贈、家族の慰安等に社會的の活動をなした事は將來に於ける婦人團體の活動と組織を促進するに頗る効果があつた様である。左に前期並に本期の各郡市の設置状況を示して参考に資する。

市 名	年 次	至 第 四 期					第 五 期	總 計
		自明治十四年 至同三十三年	三六	三七	三八	三九		
熊 本		四	一				一	五
宇 土		二					二	二
玉 名	二		一	一	一			三
鹿 本		一		一	一			二
菊 池							一	一
阿 蘇			二	二			四	四
上 益 城	一							一

下益城	二	二
八代	一	一
球磨	一	一
葦北	一	一
天草	一	一
計	一一二	四三一
		一〇
		二二
		一
		一
		一
		一
		一

**九 新聞雑誌状況** 本期の初頭明治卅三年の調査によれば、刊行數十八で同年内刊行を繼續してゐるのは僅かに半數に過ぎぬに至つた。九州日々、九州、熊本毎夕の日刊新聞を重なるものとし、教育方面の九州教育雑誌や、熊本貧兒寮月報、其の他健實なる方面の雑誌が多いのである。かく言論機關として刊行されてゐるもののが大新聞以外は、大部分姿を消してしまつたのは、一面から考へると思想の安定した事とも見ることが出来よう。日刊新聞以外には、定庭新聞、教育雑誌、慈善新報の如き教育に關する雑誌の多く出現した事は本期の特徴と言つてもよい。次には實業に關する方面のものが多く刊行されてゐる。之れに反し文藝方面のものは全部姿を消してしまつた。これ等を綜合して日露大戰の結果等により教育産業方面的振興を計つて國家社會の福祉を増進せんとする國民の意氣が窺はれるようである。次に本期の初年と末年の新聞雑誌表を掲げて参考に供しやう。

## 新聞雑誌明治卅三年度

題	號	刊行日	本年度内發兌數
九州日々新聞		毎日	三、〇〇二、七五二
九州新聞		同	一、五九八、五九七
熊本新聞		同	九六、五一九
熊本商業新聞		同	一八、二三二
植徳論		同	一、五四九
九州教育雑誌		毎月二回	一二一、一二六
球江叢誌		毎月一回	一一、五四九
九州農業講究會報告		毎月一回	
熊本貧兒寮月報		毎月一回	
通信彌陀城ノ報		同	
通信彌陀城ノ報		同	

新聞雜誌(明治卅九年)	路 警 神職管理所	帖 教 月報	八一八
	同	同	每月一回

題號	刊行日	發兌數
九州日々新聞	毎日	三,三八六,〇四〇
熊本毎夕新聞	毎夕	一,五四二,〇〇〇
熊本教育雑誌	毎週	二七〇,〇〇〇
熊本慈善新報	毎週	一,八九四,七〇〇
熊本鎮西藥報	毎月二回	一,三〇四,一六〇
熊家庭新聞	毎月二回	九,〇〇〇
九州實業新聞	毎月二回	五一,六〇〇
九州めさまし新聞	毎月二回	七,二〇〇
熊本慈善新報	毎月二回	三〇,〇〇〇
熊本教育雑誌	毎月二回	二,〇〇〇
熊本慈善新報	毎月二回	八,一二〇

九州半島通蘇州	九州少年文藝	熊本教育雑誌	電郵之友
九州家禽雜誌	西文彙	文法學報	之友
ノ	世之實	文藝學報	花界業
九州家禽雜誌	文彙	文藝學報	花界業
ノ	ノ	ノ	ノ
同	同	同	同
三回			毎月一回
九二八	一八〇,〇〇〇	二〇〇	一,三三〇

## 第十一節 本縣教育會及其他の諸會

本期は期間が短いのと、前期に於て郡部としては大体一郡單位の教育會に整理せられ、縣としては統

### 一概說

一ある縣教育會の組織が出來陣容が一通り整うた關係からか、縣郡共に記すべき資料が極めて少い。只郡市教育會としては日露戰役當時の施設、縣教育會としては明治廿四年に九州沖繩八縣聯合展覽會が開かれたのと、全卅六年に小學校教員服制に關する建議があつた位のものである。

學會に對する縣の態度としては前期と大體變りはない。學會の實狀としては前期には可也繼續的のものがあつて頗盛であつたのが、本期に至つては臨時講習式に移り、且漸次減少の傾向を示してゐる。夫と同時に教育會や縣郡主催の公設講習會が次第に擡頭して來た様である。尤も是等の講習會は主として小學校教員の養成、又は知識の向上を圖るのが主となつてゐるが、蓋時勢の要求が然らしめたものであらう。

## 二 縣教育會の狀況

1 八縣聯合教育諸會 本縣教育會は明治卅四年九州沖繩八縣聯合共進會の開會を期とし、九州沖繩八縣聯合教育會及九州教育大會並九州沖繩八縣教育品展覽會を主催する順番であつたので縣の補助を仰いで之を實施することにした。縣は其の補助金交付に際して左の條件を附してゐる。

- 一 教育品展覽會ハ教授管理ニ屬スル意匠新案製作品ト生徒ノ成績品トヲ陳列シ可成盛大ニ開會スヘシ
- 二 教育品展覽會ニ關スル規則ハ本縣知事ニ開申スヘシ
- 三 教育品展覽會九州教育大會ニ關スル豫算ハ本知事ノ認可ヲ受ケ決算ハ本知事ニ開申スヘシ

そこで縣教育會は補助金の三千圓に郡市負擔と有志寄附とを合して五千七百五十圓の豫算をもつて之

を開催した。其の狀況などは詳細を知る材料がない。

2 小學校教員服制に關する建議 小學校教員の服制に就ては、明治廿八年六月廿八日縣訓令甲第十五號を以て制定せられてゐるが、本會に於ては時勢の推移と共に改正補足の必要を認め左の改正建議書を提出した。

明治廿八年本縣訓令甲第七十五號市町村立小學校教員服制ニツキ建議

本縣市町村立小學校教員服制ハ明治二十八年ノ訓令ニカヽリ爾來年ヲ經ルコト將ニ八ヶ年ナラントス。而シテ時勢ノ推移ト共ニ改正補足ヲ要スペキモノヲ認メ曩キニ本會ニ於テ委員ヲシテ調査セシタル次第ニ有之別紙改正案ヲ以テ事宜ニ適スルモノト相認メ候ニ付キ御審查ノ上御採納ヲ得度改正案ヲ添へ此段建議仕候也

明治三十六年二月五日

私立熊本縣教育會長 住 田 昇

熊本縣知事 德 久 恒 範 殿

服 制 改 正 案

第一條 第一項「三重ノ黒紐」トアルヲ「二重ノ平打金線」ト改ム

第三條 削除第四條以下繰り上グ

第四條 「疾病ノ爲制服ヲ着用スルコト能ハサルトキハ」トアルヲ「疾病其ノ他ノ事故ニ依リ制服以外ノ服ヲ着用スルトキハ羽織袴ニ限リ」ト改ム

第五條 女教員ハ袴ヲ着用スルモノトス 但第二條第三條ハ女教員ニモ之ヲ適用ス

然るに縣は右改正の理由が單に時勢の推移であるのみで其改正をなさねばならぬ理由の記載がないの

で、詳細に其主旨のある處を認むることは出来ないが、推測するに凡そ左の數項の主旨に外ならないであらう。

一 現行制の三重の黒紐(帽子の飾)を二重の平打金線と改むるは現行制の帽は「見高尚の觀がなく、隨て教員の威嚴を損するの恐がある。依て金色燐爛たる帽を用ひ一見人をして尊敬の念を起さしむるにある。」

一 第三條の削除は准教員も等しく教員であるから正教員同様に制服着用の必要がある。何で正准の區別に依り寛厳を異にするの必要があらうか。

一 第四條の改正は羽織袴を着用する時にのみ届出での制を置く時は制服外の洋服を着用するのが勝手に出て来て各自嗜好の服を着くるの便利を得る。

果して然らば帽子の改正は啻に外形の美を裝ふに過ぎないので却て之が爲帽子の價格を高め多數薄給の教員は之を購求するに苦しみ従つて、訓令違犯者を出すことが從來に比し一層多くなるのであらう。第四條の改正は其結果小學校教員は各種の服を着用することになつて、最初定めた制服の主旨は毫も貫徹することが出来ないであらう。

又女子の着袴は時勢から觀ることは或は適當かとも考へらるゝも、女教員は一般に薄給のもの多く新訓令を以て着用の事を規定したならば迷惑を感じるものが多いであらう。又一般的の女教員が着袴をしないからと云つて敢て威嚴を損すやうな患はなく、只動作の上に於て幾分の不自由を感ずる位であらう。

3 講習會と縣費補助 本會の事業として常設並に夏季の講習會を開設し、縣下小學校教員の知能を開拓し、教育の根底を培養したいとの主旨の下に、明治三十三年中始めて貳千圓の縣費補助を出願したが、夏季講習會の補助のみ採用せられ、明治三十四年度より毎年六百九拾圓宛下附せられたのである。

本會は是にて毎年夏季休業中大家を招聘して講習會を開催し、小學校教員の知能開發に資することにしてゐたが、明治三十七年度に至り始めて所期の目的を達し、縣費補助額壹千圓に増額せられたので、該年度よりは夏季一個所の講習の外に、各地方數個所に小規模の講習會を開催之が普及に努めたのである。今一例として明治三十七年度に開催せられたる日曜講習會なるもの、状況を示せば次の通りである。

時 期	學 科	場 所	會 員	講 師
十一月初旬ヨリ十回	動物學	熊本中學校玉名分校 玉名郡及附近ノ會員	玉名分校教諭	
同	十回 動物學及物理學	鹿本中學 鹿本郡右同	鹿本中學教諭	
同	十回 同	八代中學 八代郡右同	八代中學教諭	
十二月下旬ヨリ十日間	算術、理化、圖畫 體遊ノ内一科	天草 天草郡ノ本會々員	師範教諭	

年 度	款項	支 出	收		入		事務費	事業費	賃借料	其 他	合 計
			縣補助	郡市教 育會負 擔	其 他	合 計					
明治三六	六九	一、二七	一、四六	三、三三	一、五二	五	二〇	七	一、五七	一、五七	三、二〇三
同 三七	一、〇〇	一、五五	七	二、二六	六	一、〇〇	一、〇〇	四七	一、五五	一	二、一九六
同 三八	一、〇〇	一、六二	六	二、一七	五三	五	一、〇〇	四七	一、五五	一	二、一七七
同 三九	一、〇〇	一、六六	三八	二、二七	五七	五	一、〇〇	四七	一、五五	一	二、二七七
同 四〇	一、〇〇	一、七一	三八	二、二七	五七	五	一、〇〇	四七	一、五五	一	二、二七七
備 考	一一、三十六年以前のものは精確なる數を得なかつたので省略した 二、郡市教育會負擔金は明治卅七年度分によると郡の大・小・學・校・數の多寡を問はず各郡均一に二十五圓 を負擔し之に毎月本會より發送する雑誌代（一部十錢）を加へたるもの負擔金とするとの附記が 添ふてゐる。同三十六年度より同四十年度迄は大抵此の仕方で決定したものと思はる	年三回	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	三、二〇三
		五七	一、六九	四五	五五	一、〇〇	一、〇〇	五三	一、五五	一、五五	三、二七七
		五七	一、六九	四五	五五	一、〇〇	一、〇〇	五三	一、五五	一、五五	三、二七七
		五七	一、六九	四五	五五	一、〇〇	一、〇〇	五三	一、五五	一、五五	三、二七七

5 其他の施設 其他雑誌の發行、總集會の開催、研究調査及官廳の諮詢に對する答申等あるも詳細は略することとする。

### 三 各都市教育會の狀況

1 日露戰役當時の活動の狀況 日露戰役當時各都市教育會が施設活動せる狀況は、郡により多少の相違あるも、大要次の事項に纏むる事が出来る様である。

イ 會員にして戰時召集せられたる場合は、其入退營に際し其會代表者をして送迎せしむる。尙玉名

郡上益城郡の如きは戰爭終り後凱旋記念品を贈呈してゐる。

ロ 教員の職に在つたもので出征せる者の遺族に對しては、金品を送り之を慰問せること。

ハ 出征軍人中其郡出身者で戰病死者あつた場合は、代表者をして會葬せしめ且弔詞を朗讀せること。

若し其者にして教職に在りたるものには香花料として金員を送るを例とせること。

ニ 幻燈會又は談話會を開催して生徒父兄又は一般人民を集め、時局の推移及時局に對する國民の注意と覺悟を知らしめ、且勤儉貯蓄の精神を鼓吹して國債應募を勧誘せること。

ホ 教育會の基本金を以て國債募集に應じ、且教員自も亦奮つて之に應したこと。

ヘ 戰時又は戰後に於ける國民の心得等を調查印刷に附し、郡内各戸へ配付し、且時局に際し、教授上訓練上特に必要な資料を蒐集して各學校へ配付せること。

尙右の外

イ 下益城郡教育會に於ては各學校基金作成の目的により、本會基金の名義を以て、兒童一名につき凡五拾錢以上の標準により、部落一般人民より寄附金を募り、學校繩にして國債應募をなしてゐる

が第一回には二十七校四千百貳拾五圓、第二回には四校參百五拾圓の巨額に達してゐる。

ロ 阿蘇郡教育會にては、教育會員は日露交戰中「非常儉約」と記したる標札を門戸に掲げて率先範を示すと共に、各自毎月月俸十分の一以上を貯金する申合をなし之が勵行をなしてゐる。

### 2 其他の狀況

### 熊本支會

明治卅四年六月總集會開催、辛島會長、三浦副會長再選する。

同卅五年二月總集會開催、會則修正及市に於て施設すべき教育事業の調査事項を市長に建議する。

同卅六年六月總集會開催、市教育俱樂部設置の件可決、尙辛島會長、三浦副會長再選する。

同卅九年五月總集會開催、市費から市教育會補助額増加の件を建議する。

### 飽託支會

明治卅七年十二月南部校長高野宣吾南部教育會長となる。其他東部は谷川直溫、北部は蓑田猛雄、中部は小川萬喜各部會長となる。郡長美濃部盛行會長、郡視學元松直忠副會長。

本期に於ける主な事業。(イ)夏季各種の講習會(ロ)他府縣學事視察員の派遣(ハ)郡教育狀勢一覽の制定及功勞者表彰(ニ)總集會(ホ)評議員會理事會(ヘ)幻燈を用ひ通俗教育談話會。

### 玉名支會

明治卅四年坂西初太郎副會長就任。○着袴問題に付郡長に意見書提出。○學事視察の爲水本を中國地方に古閑を四國地方に派遣する。○諸帳簿を一定する。贋寫版の使用を始める。

同卅五年始めて高等科併置四校。○第五回内國勸業博覽會出品。○算術方式一定の研究。○物理化學日曜講習會開催○學事視察員内田坂本を東京長野に武田村上を廣島兵庫に派遣する。

同卅六年實業補習學校設置青年會組織獎勵。○教育意匠品を京都府教育會に送る。○國語調査會開催。○農業講習會兒童心理學講習會開催。○學事視察員水本米原を岐阜愛知に古閑三池を奈良和歌山に坂西米野を京都滋賀に田邊雪野を大阪に派遣する。

### 鹿本支會

同卅七年尾形惟昭會長佐々木乙副會長就任。○會員俸給百分の五を軍資として獻納。○功勞表彰弔慰細則を定める。

○缺席兒童督促規定、學校旗學年旗制定。○貯金獎勵、國庫債券應募、二部教授實施。○次の研究調査を行ふ(イ)表簿樣式改正。(ロ)時局に對する施設事項調査。(教育研究所圖書縱覽所設置)○農業講習會、經濟學日曜十回講習會植物學講習會開催。○學事視察員米原明石中川文を鹿兒島山口に派遣する。

同卅八年聯合運動會指定視察を行ふ。○學期改正に關する建議をする。○名譽會員推薦。○職務研究會組合設立。○農業講習會開催。○學事視察員武田吉村を佐賀に坂西米原を福岡に水本を長崎に派遣する。○出席督勵規程、兒童監護規定、兒童成績考査規定、兒童性行査定規程、傳染病患者取扱規程を制定する。

同卅九年岩手福島宮城三縣下震災見舞をする。次の研究調査を行ふ。(イ)方言調査。(ロ)學校園設計案調査。(ハ)手工科加設に關する調査。地理歷史教授法講習會。農業講習會開催。學事視察員村上大江を東京に内田坂田を佐賀に入江を香川に派遣する。兒童帽章の標準を定める。學校蔬菜園及學校園設置獎勵。

自明治卅三年九月 會長 古城彌二郎 (郡長)  
至同卅五年五月  
自明治卅五年五月 同 秋永蘭次郎 (同)  
至同卅六年七月 同 藤岡常彦 (同)

至明治卅六年七月 同 山鹿廣見來民山本の四分會を開く。

### 菊池支會

明治卅四年八月迄 會長 美濃部盛行(郡長) 明治卅四年八月ヨリ會長 坂本到(郡長)

左の講習會を開く。

年月	明治三十四年八月、七日間	明治三十五年八月、五日間	同卅六年八月、十日間	同卅六年九月、七日間	同卅七年八月、五日間	同卅八年八月、三日間	同卅九年八月
科 目	動 物	國 語	農 業	體 操	國 語	體 操	圖 畫
講 師	山 下 喜 八 本 田 龜 三 武 田 依 七 郎 隈 部 昂 岡 坂 幾 造	國 語	農 業	體 操	國 語	體 操	圖 畫
講 師	山 下 喜 八 本 田 龜 三 武 田 依 七 郎 隈 部 昂 岡 坂 幾 造	國 語	農 業	體 操	國 語	體 操	圖 畫

明治卅七年四月會則改正。

學校の内容充實と學校職員の學力増進に力を盡し毎年數名郡外視察員を派遣し其報道により研究會を開催する。

#### 阿蘇支會

明治卅四年高森町全焼し小學校燒失、各學校に義捐金を募る。

同卅五年八月博物講習會(講師清松久太郎)算術講習會を開く。

同卅六年八月教育講習會(講師笠間廣)修身講習會を開く。

同卅七年八月算術講習會(講師山本誠一)を開く。

同卅八年八月博物講習會(講師石川一男)を開く。

同卅九年八月手工音樂講習會(講師入江好次郎、岡山秀吉)教育講習會(講師富永岩太郎)を開く。

#### 上益城支會

自明治卅二年四月  
至同四十二年十二月 會長 古庄 龍象 (郡長)  
副會長 龜井 直信 (郡書記)

學科研究の機運大に勃興し夏冬季休暇を利用し各種講習會を開催する。

#### 下益城支會

明治卅三年九月から會員毎月醵金し基本金を蓄積する。

#### 宇土支會

明治卅三年學童蔬菜品評會開催。

同卅四年十月初めて小學校聯合運動會を開く。

同卅五年四月視學淺井寅喜副會長就任○郡小學校兒童善行旌表規定を設ける。

同卅六年六月郡長秋永蘭次郎會長就任○初めて學事視察員を縣外に派する○女教師談話會開催○教育功勞者旌表規程を設く。

教育品陳列場を東西二ヶ所に設ける。

同卅九年七月郡長宗村敬四郎會長に就任する。

#### 八代支會

明治卅五年十月松井男爵辭退に付名譽會長を廢止する。八代郡地圖を發行する。  
教育熱の作興を圖る爲部落毎に幻燈著音器を利用して講演會を開催する。

同卅六年五月會則修正。南部高等小學校長服部友規會長就任。

同卅七年八代中學校長杉田平四郎會長就任。

#### 葦北支會

明治卅七年時局講演會開催

教育熱の作興を圖る爲部落毎に幻燈著音器を利用して講演會を開催する。

同卅八年會基本金造成規程を設け實施する。

同卅六年再び菊池淡水會長に推戴する。

同卅九年戰役記念事業として基本金から圖書閱覽所創設後球磨圖書館と稱する。(現圖書館の前身)

同四十年郡長沼安治會長就任以後歴代郡長を推戴する。

### 天草支會

明治卅三年四月私立天草郡教育會創立郡長山中清馬會長郡視學田中熊四郎副會長就任。

同卅五年九月郡長元山義典會長就任。

同卅九年七月郡長秋永蘭次郎會長就任。

### 四學會

#### 學會

學會は元繼續的のものが漸次期間的又は一時的の講習會式に移りつゝあることは概論に述べた通りである。従つて是が設置も前期に比すれば餘程減少して來た様である。今左に本期中に設置せられたるもの表示して、此の間の消息を窺ふ事にしよう。

#### 學會調

設立年月日	名稱	研究事項	位	置	届出者
三二、九、一五	柔遠女學校研究會	裁縫、看護、家政研究	山鹿町大字山鹿一、五六九	江上勝子	
三四、八、一四	染色夜間講習會	染色業者ニ染色講習	熊本縣立工業學校	工業學校長 茂呂信義	
三六、六、八	熊本化學會	化學研究	第五高等學校化學室	會頭(教授) 神谷豊太郎	

三七、四、一一	女子講習會	女子教育ノ普及	熊本市東坪井町三九	私立熊本菴草學舍 古賀富次郎
三七、九、二四	中學卒業生講習會	英漢數ノ三科	私立熊本醫學專門學校	中學濟々井 平經平
三七、一〇、二五	露語講習會	露語ノ研究	熊本市北千反烟町六	鹿中 荒野瀬 木田田 竹二郎 平四郎 平一郎
三八、九、一五	私立熊本數學院 諸學校受驗講習會	諸學校入學準備ノタメ 須要學科	熊本市藥園町一九	中 山 秀 雄
三九、九、一四	正則英語學會	英語數學	熊本市京町本丁正善寺内	京町 中 山 蕃

熊本縣教育史 中卷 終

昭和六年十一月五日印刷  
昭和六年十一月十日發行

定價  
下中上  
卷卷卷  
拾五圓

編行者兼 熊本市新南千反畠町三十八番地

發行者兼

熊本縣教育會

印刷者

木村禎藏

熊本市昇町三番地

印刷所

大同印刷株式會社

熊本市新南千反畠町三十八番地

發行所

熊本縣教育會

振替口座福岡一七八四〇番

版權

IT-411-27

終

